

第3回 大和市協働ルール ワークショップだよ

発行日：平成 13 年 10 月 21 日 発行：玉川まちづくりハウス・大和市民活動課

全体のスケジュール

- 第 1 回協働ルール検討会議【H.13/1/30】
- 第 2 回協働ルール検討会議【H.13/3/2】
- 第 3 回協働ルール検討会議【H.13/4/19】
- 第 4 回協働ルール検討会議【H.13/5/24】

職員研修ワークショップ【H.13/6/26】
『ワークショップ基礎講座』

第 5 回協働ルール検討会議【H.13/7/5】

第 1 回ワークショップ【H.13/7/15】
『新しい公共のイメージを共有する』
『市民活動推進条例の目的と意味について考える』

第 2 回ワークショップ【H.13/8/5】
『市民活動の主体を整理する』
『パートナーシップ事業の可能性を考える』

第 6 回協働ルール検討会議【H.13/8/31】

第 3 回ワークショップ【H.13/9/15】
『協働により新しい公共を創出する仕組み(タタキ台)を理解する』
『市民活動センターのイメージを整理する』

第 7 回協働ルール検討会議【H.13/10/4】

第 4 回ワークショップ【H.13/10/21】
『(仮称)新しい公共を創出する市民活動推進条例素案を理解する』
『条例案検討のポイントを洗い出す』

第 5 回ワークショップ【H.13/11/18】
『検討会議からのたたき台を理解する』
『条例の内容を確認し、積み残された問題を議論する』

第 8 回協働ルール検討会議【H.13/12/20】

◆提言【12月】

◆(仮称)市民活動推進条例【H.14年度】

行政と市民が協働するためのルールを検討する「大和市協働ルールワークショップ」も、9月15

日で第3回目を迎えました。

今回は約20名の方が

参加され、検討委員会における議論とこれまでのワークショップの成果から市民活動課が作成した『協働により新しい公共を創出する仕組み(タタキ台)を理解する』『市民活動センターのイメージを整理する』の2つをテーマに話し合いを行いました。

まず市民活動課から、これまでの経緯と現時点での市民と行政の協働事業を行う仕組み(案)のイメージを説明してもらい、この案に対する疑問・質問をグループごとにまとめ、発表してもらいました。

次に、昨年「協働に関する指針」が策定された多摩市企画課の渡邊さんから、指針策定の経緯とNPO支援センターの仕組みを中心に、多摩市の市民活動支援の考え方について紹介してもらいました。

そして、渡邊さんのお話を踏まえた上で、大和市の『仕組み(案)』はどうあるべきかについてグループごとに話し合い、検討すべきポイントを整理してまとめました。

仕組み(案)の中でも「市民活動センター」「第三者機関」「市民登録」等についての意見が数多く挙がり、今後協働の仕組みを考えていく上での大切なポイントとなりそうです。



「協働により新しい公共を創出する仕組み(タタキ台)」を理解しよう



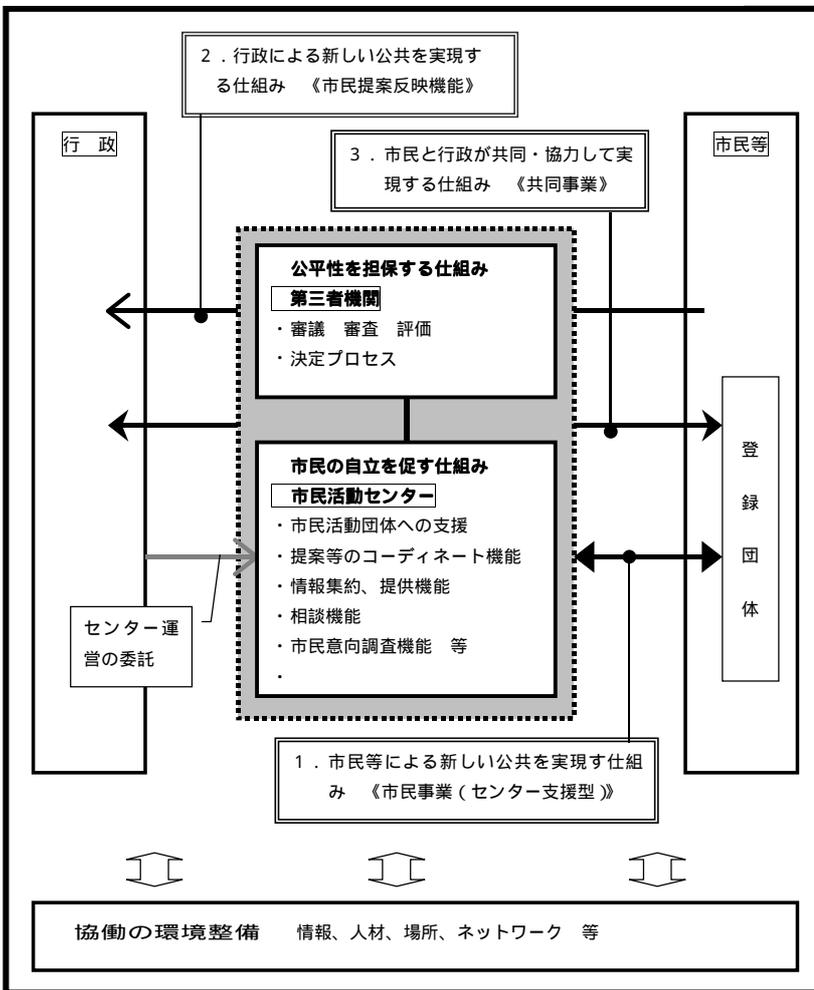
☐ 大和市民活動課の井東さんに『協働により新しい公共を創出する仕組み(タタキ台)』のイメージについて、説明していただきました。

現在は、行政、市民が、いろいろな形で、それぞれ個々に関係を結んでいる。これから分権が進んでいく上で、協働のための最低限の仕組みがあった方がいいのではないかとということで提案されたのが、「市民活動センター」「第三者機関」といった機関である。

「市民活動センター」…市民と行政の間を取り持つ中間的な組織で、市民が自主的に活動する際の支援や、行政とのコーディネートを行い、市民の自立を促す役割を果たす。

「第三者機関」…それぞれの活動内容を審査・評価して、全体の公平性を担保するという役割を期待。

協働により新しい公共を創出する仕組み(タタキ台)



具体的な仕組みは以下の3つに分かれる。

1. 『市民等による新しい公共を実現する仕組み』

- ・ 市民(団体)が登録し、事業を提案
- ・ センターが提案内容のコーディネート
- ・ 第三者機関が事業内容を審査、決定
- ・ 市民と行政が協定を締結し、市民事業を実施
- ・ センターが情報・技術等を支援する
- ・ 行政事業への反映

2. 『行政による新しい公共を実現する仕組み』

- ・ 市民等の提案を積極的に取り入れるために
 - 市民提案反映機能
 - 市民意向調査機能
 - 市民参加情報集約機能
- の3つの機能をセンターが担う

3. 『市民と行政が共同・協力して実現する仕組み』

- ・ 行政がセンターに事業提案
- ・ センターが行政事業提案を公開、市民に公募
- ・ 市民が応募し、センターが行政と市民等をコーディネートする
- ・ 第三者機関が事業内容を審査、事業決定
- ・ 契約の調整・締結
- ・ 共同事業の実施
- ・ 事業結果を行政・市民がそれぞれ活動に反映

今までのように行政と市民が直接やっても良いが、大事なのは、市民が活動したいときに、つぶやきを受け止める仕組みがあるか、自分がやりたいようにかつどうできるか、それが行政と直接でもいいし、センターを通してでもいいし、いろんな選択肢がある仕組みをつくろう。という思いが考え方の根底にある。

📁 仕組み(タタキ台)についての疑問・質問を書きだそう



📁 仕組み案に対する疑問や質問を、グループごとに整理し、項目別に仕分けをしました。

1. 『市民等による新しい公共を実現する仕組み』についての意見

- ・ 複雑すぎる。流れを簡素化する。
- ・ 市民が担う公共をいかに支援・協力できるかが、市民活動センターの機能であってほしい。
- ・ 仕組みよりも公共の理念の方が大切。
- ・ あくまでセンターは、新しい公共を実現するための手段、道具である。
- ・ 行政と市民が対等だと言っても、やはり予算を握っている行政の方が強いのでは？
- ・ 第三者機関が、不公平でないことを担保するアリバイ機関のように思える
- ・ 市民の自立を促す仕組みではなく、市民が自主的に自立を考える仕組み。

2. 『行政による新しい公共を実現する仕組み』についての意見

- ・ 行政が自分で考えてやれば良い。
- ・ 具体的な事例を実際に当てはめてみないとイメージできない。
- ・ 学者はこのようなことを考えるが、これが会社だったらつぶれてしまうのでは。
- ・ 市民が一方向的に行政に利用されないよう注意。
- ・ 箱をいくら作っても、人と人を上手にコーディネートできるかが問題。
- ・ 「行政による新しい公共」というイメージがわからない。

3. 『市民と行政が共同・協力して実現する仕組み』についての意見

- ・ 具体的に事業化するまで一体どの位の時間がかかるのだろうか。
- ・ 一部の市民や団体だけではなく、広く市民に情報公開され、全ての市民が利用できる機会を保証する。
- ・ 登録団体だけでなく、個人に対しても共同・協力してできないだろうか。

4. 『新しい公共を実現する仕組み』全体についての意見

- ・ 登録をしないと提案できないことは、是か非か疑問である。
- ・ 提案を審査できるの？ どういう審査基準で判断するのか。
- ・ 行政上の課題の優先順位はどのように反映されるのか。
- ・ 第三者機関の役割がすごく重そう。
- ・ 市民活動センターの機能は、「市民提案機能」と「市民意向調査」が最も重要性が高いと思う。
- ・ 協働事業をする際の、①市民活動センター、②登録団体、③行政の経営責任を明確にする。



大和市の特徴を活かした協働ルールのポイントを考えよう

- 全体について
- ・ 仕組みがもうできあがり過ぎている気がする。
 - ・ 市民の自主性・自立性をそがないように。
 - ・ 軽いフットワークで始めたい。
 - ・ 進化する（できる）仕組みにしておいた方がよい。
 - ・ 市民主体の運営の発想に行政がブレーキをかけないように。



- 第三者機関
- ・ 第三者機関は必要かどうか疑問。
 - ・ 自分達で自由にやらせて欲しい部分もある。
 - ・ 市民主体運営型なら不要。
 - ・ 誰がどのように審査や評価をするの？位置付けを明確にしなければ。
 - ・ 第三者機関はいらない。
 - ・ 端から審査・評価してしまって果たしていいものだろうか？

2. 行政による新しい公共を実現する仕組み 《市民提案反映機能》

3. 市民と行政が共同・協力して実現する仕組み 《共同事業》

- 行政の姿勢・体制について
- ・ 行政からセンターや市民団体への資金や場所の提供はあるのだろうか？
 - ・ (腎友会) NPO 法人になったばかりの時に活動の拠点となる場の提供を要望したが、答えは「No」だった。これから場を作るとしても、どこに作るの？
 - ・ 金は出しても口出さな。
 - ・ 行政側窓口、NPO 専管組織が欲しい。

行政

センター運営の委託

- 市民活動センター
- ・ 市民活動センターが、行政ができないことの逃げ道にならないように！
 - ・ NPO グループがセンターの必要性を感じていない。
 - ・ 行政とセンターをはっきり区別して行わないと、事業が円滑に出来ないのではないか？
 - ・ センターの運営を行政が委託するのは“市民の自立”を促すにはなじまない。
 - ・ 市民活動センターは、相談機能を一番強くして、不明な点や質問等を気軽に受けられる様にした方がいいのでは？
 - ・ 市民活動センター等は市民主体の組織に。
 - ・ 市民による運営管理組織とする。
 - ・ 市民活動センターを作るなら場所を確保したい。

- 公平性を担保する仕組み
- 第三者機関
- ・ 審議 審査 評価
 - ・ 決定プロセス

- 市民の自立を促す仕組み
- 市民活動センター
- ・ 市民活動団体への支援
 - ・ 提案等のコーディネート機能
 - ・ 情報集約、提供機能
 - ・ 相談機能
 - ・ 市民意向調査機能 等

1. 市民等による新しい公共を実現する仕組み 《市民事業（センター支援型）》

協働の環境整備 情報、人材、場所、ネットワーク 等

- 行政と市民の関係性について
- ・ 行政の仕組みが今のようなタテ割りではうまくいかないのではないのだろうか？協働事業の形に応じて横の連携をしていかないとダメ。
 - ・ 行政—センター—市民と、縦のつながりしかないように見える。横のつながりを持てるような関係にしていきたい。
 - ・ 行政も市民に対して柔らかく、わかりやすく接しないとダメ！

市民等

- ◆登録について
- ・ 本当に登録は必要なの？
 - ・ 市民団体の登録はいらないうる
 - ・ 協働事業の対象者は誰でもいいのではないか
 - ・ 個人として自由に受けたくてもできなくなるのは困る

登録団体



「多摩市の市民活動支援の仕組み」を学ぼう



◆「多摩市非営利団体との協働に関する基本指針」作成の経緯

地方分権の必要性が高まる中、国から都道府県、都道府県から市町村という形で、仕事が降りてきたようで、ほとんど降りてきていない。これに対し、「第3の分権」と呼ばれる市町村から市民への分権は、「市民が自分で自分たちのことを決め、決めたことに関しては最後まで責任を持ち、自立的に活動する」ことにより達成されると考えた。

まだ特定非営利活動促進法が出来る前から、「行政と非営利活動団体との協働」について庁内で検討を進め、H.10年7月に中間報告を行い、市の市民活動団体に集まってもらった。またその場で、どんなことが市民活動団体にとって問題になっているのか、活動のためにどのようなものがあればよいのかを知るために懇談会を開いた。地方分権の学習会等も経て、H.11年2月に協働に関する基本指針を出した。

◆基本指針の概要

これから新しい公共を作っていくにあたって、市民が地域社会の重要な担い手となる。しかし、今までは市民と行政が手を携えてまちづくりをしようにも、実際指針になるものはなかった。この指針では、行政と協働して、社会サービスを量的に補強したり、質的に補完するという担い手として市民を明確に位置付けた。

NPO団体の定義は、法人格を持たない市民団体とも一緒にやっていきたいということもあり、法制度に基づく活動のくくりような、制限は設けなかった。

◇非営利活動・団体への具体的な支援方策(中間報告より)

- ① 活動資金
- ② 人材派遣・育成
- ③ 組織設置（総合窓口等）
- ④ 情報の収集・提供
- ⑤ 活動の場の提供

◆総合的支援体制のあり方

総合的な支援体制は、それまでNPOをサポートする機関として、当時の企画部から政策推進協働部という部ができた。去年の8月にNPO専管組織ができた。それが、市民活動推進室と言うところに移り、行政の市民活動団体に対して、庁内の調整を行なう総合窓口を作ることになった。

その次に、NPOサポートセンターの設置を検討することになった。当初NPO支援センターという名がっていたが、「支援」は嫌だということで、NPOセンターになった。

◆補助金提供から事業委託へ

具体的な支援方策は、活動資金は直接的な団体運営に関わる財政支援は行わない。補助金は用途が決まっているため、用途の範囲が狭まる。また、補助金を出せば、公平性が問われる。ある団体は会員制を取っていて、一部の人を対象にサービスを行っていたとしても、補助金を出すことによって、多摩市全市に対してサービスを提供することが前提だ、ということになってしまう、などの弊害がある。

現行で補助金を出している団体はあるが、今後の活動支援については、委託事業で非営利団体が受託できるものは積極的に出すようにして、市民団体は委託事業の中で、団体運営の経費を稼ぐようにしてもらった。

◆市民手づくりのNPOセンター

指針を出すまでは行政の中でたたき台を作ってやってきたが、NPOセンターの詳細に関しては、“行政がたたき台を審議会に出して、意見をもらって行政が直して出す”という旧来のやり方はやめ、公募市民13名からなるNPO支援センター検討委員会に主体的に案をまとめてもらった。

H.11年11月には委員会主催で市民フォーラムを開催し、100名ほど市民と意見交換をした。その後、検討委員会から、NPO支援センターを公設民営ではない、公設備・市民設立・市民運営でやるという提案が出され、最終的にファイナルレポートという形にまとめられた。

◆NPOセンターの運営

NPOセンターの事務所は、廃校の一部を市の分庁舎として貸しており、行政からNPOセンターの運営委員会には、市の分庁舎の床を管理するための委託金が少し出ている。運営委員会と事務局が雇用関係を結び、その委託金が事務局長の報酬となっている。事務局長は15万の報酬をもらっているが、それだけでは食べていけないので、NPOのお弁当配達やデイサービスの方がボランティアで支えてくれている。行政からはNPOの啓発講座を発注したり、NPOの環境支援の部分での仕事の委託をしている。その他、IT講習会を全体の7割、NPOセンターが受けてやっている。

◆NPOセンターの特徴

多摩のNPOセンターの特徴として、市外にあるNPO団体も多摩市内でサービスをやっていることがあるから構わないということで、NPOセンターに入ることができることが挙げられる。

NPOセンターに入ると、ホームページが持てる。市の公式HPの中では「移送サービスー時間いくらでやります」というような商業活動は載せられないが、NPOセンターのHPでは、各団体年間5,000円の会費で、HPを持つことができ、その中で「自分達はこういう団体で、こういうサービスが提供できる」ということを広く発信している。

◆NPOセンターの機能

NPOセンターの機能は、出来ていないものもあるが、右のようなものが設定されている。

このうち、場の提供はできた。貸事務所は「又貸してもいいよ」も認めている。今まで行政が一箇所に貸すと、育成と称して補助金を入れたりとか、仕事を流したりしてきたが、それで自立

した団体は、知っている限りではないし、成果があがらない所には引導を渡すことも必要だと思う。学校にはまだスペースがたくさんあいているので、市民団体への貸事務所にしたいと考えている。

情報収集・提供もだいぶできてくるようになった。

活動支援・相談機能としては、法人格を取るために、司法書士の方がNPOの立ち上げをサポートしたり、税理士の方が税務相談を受けたりしてくれている。

◇NPOセンターの機能

- ① 活動の場・設備の提供機能
- ② 情報の収集・提供機能
- ③ 活動支援機能
- ネットワーク機能
- 人材育成・研修機能

◆最後に…

多摩市の場合は、市民の方たちがこういう風に思うんだったら、思うようにやってみて、ダメだったら自分達で責任を取る、あんまり行政は口を出さないということがスタンスとしてあった。NPOセンターも未来永劫あるものとは考えていない。ある程度先行した団体が力をつけてくれば、十分に後から出てくる団体に対してアドバイスが出来たりとか、いろんなことができると思っている。条例設置である程度確定した形のセンターを作った訳ではないので、形を変えたり、運営の仕方を変えたりできる。今のところ、一年経ってみて、登録団体も倍近くなっているいろいろな形でできるようになってきたのではないかな。

感想カードより



◆今回初めて参加しました。現状では只でさえ仕事が一杯の処へ、又一つ増えるのかというのが、正直な感想でした。皆さんとの話し合いの中で「市民活動センター」を創り、尚且つ独自性が保たれるものならば、大賛成であります。決して行政のできない事の逃げ道とならないようにして欲しいと思っています。

◆多摩の渡邊さんの事例は興味深くお聞きしました。大和市のイメージしているNPOセンターは、行政の「ひも」つきであって、本当の意味での市民活動センターを創設できない。第三者機関は不用ではないか。

ワークショップに参加するグループが少ないのが気になりました。

◆多摩市のNPOセンターのような支援センター機能、役割の方がいいのではと感じました。(多摩市のお話の影響強く残りました)

◆多摩市の活動の話は大変参考になりました。協働ルール検討会議の討議内容は大段に構えたような感じで、もっとSoftな自由度のある構想をまとめる必要があると思います。最小に必要な事をまず決めてスタートする事が良いのではないかと考えています。

◆多摩市の「NPOとの協働の取組」に興味深く聞きました。このワークショップも第3回を越えて、それぞれの議論もゴチャゴチャの中から不用な部分をそぎ落としてみたりしながら、だんだん身近なものになってきたと思います。面白くなってきました。

◆大変勉強になりありがとうございました。特に多摩市の例が大変参考になりありがとうございました。取り急ぎ、乱筆にて失礼します。

◆とりわけ今回は自分の思いを何を軸に発言していいか非常にとまどいました。何を今回主催者側が「期待」しているのかが見えませんでした。具体的なモデルを提案して、それにyes・noとか決めるとか……先見的な多摩市の事例のなかで、何が最初問題、悩みだったか、今何が発展的ななかでどんな問題が生じてきているか。更には大和市のレベルとの差異をもう少しはっきりしたかった。

◆協働ルールワークショップでグループにてそれぞれ話し合っているのに、協働ルール検討会議が先に出来ていることが私は理解できません。協働ルールワークショップで議論したことが検討会議に内容として逆にたたき台になっていくのではない?など思えます。

◆途中からの参加となりましたが、大和市の仕組みということで、多摩市の例を参考に話し合われましたが、あまり解からないなりの話し合いの進み具合となりましたが、もっと自主性をもってやればよいとのことで、それはそれなりに良いと思いますが、基本線としてもう少し考えたいと思いました。

◆現在のところ一番欠けているものは、このワークショップの様な「市民と行政の議論」が他自治体には無い(または非常に少ない)ことにあると思います。こういった市民との活発な話し合いが、行政システムを更に良くする事が出来ると思います。

◆公共についての認識が各自異なるので、議論らしい議論にならない感じがしました。ワークショップ方式は良いのですが、問題提起が大きすぎたり唐突な感じのもので、消化不良の感じが毎回してしまいます。

◆公共のイメージの共有化は必須と感じました。協働ルール検討会議と市民ワークショップをリンクさせることの難しさを感じました。言葉の意味についての共有化を図る機会がないままに議論することの難しさもまた感じました。多摩市の話は参考になり楽しかったです。

◆豊かな行政、貧しい行政に二分化されることは、近い将来やってくると思うと、NPO組織の重要性が見えてくると感じました。

◆今日の進め方でしたら、諸団体に集まっていたら、タタキ台を各グループに話して、ご意見を集約しても良かったのではないのでしょうか

◆今回初めて参加しました。大和市の協働ルール作りの3つのモデルの提示がありましたが、やはり複雑でわかりにくかったです。一定の分野にかたよらず色々な団体が参加できて、NPOにとって利用しやすい制度を作ってください。

◆市職員として参加するのでは仲々議論に加わりにくい。これから条例が制定されるまで、このワークショップでの話し合いがいかにされるのでしょうか。検討会議の内容がどのようになるか期待しています。

◆協働による新しい公共を創出するしくみ(モデル図)について検討したが、少ない情報の中での議論であったとしても、第三者機関と登録制については、必要ないのではないかと考える。いずれにせよ十分な議論と検討が必要である。多摩市の事例が聴けてとても興味深かった。「流石!!」と声が出てしまうような内容であった。自分の仕事にも大変参考になり、機会があればNPOセンターを見学してみたいと思う。

◆楽しく参加した。異なった立場の方々ときたんのない意見交換ができ、人の作ったものをたたくのは楽で楽しい。作る方は大変な労力だと思います。よりよいものになることをお願いします。又私達の意見もくんで頂きたいと思います。

次回のお知らせ

第5回大和市協働ルールワークショップ

日時:平成13年11月18日(日)13:30-16:30 場所:勤労福祉会館大会議室

テーマ:「検討会議からたたき台を理解する」

「条例の内容を確認し、積み残された問題を議論する」